

個人情報保護制度の改正概要について

1 概要

令和3年5月公布の「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「デジタル社会整備法」という。）」の改正により、「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）」等が改正され、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体が同一の法の規律によって個人情報を取り扱うこととされた。

背景には以下のようなものが挙げられる。

- (1) 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請される中、団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違により、保護水準の不均衡、データ流通の支障等が問題となっている（いわゆる「2000 個問題」）。
- (2) 独立した機関による監督等を求める EU における GDPR（一般データ保護規則）十分制認定など、国際的制度調和と G20 大阪首脳宣言における DFPT（信頼ある自由なデータ流通）など我が国の成長戦略への整合の要請がある。

地方公共団体においては、この制度改正により、現行の個人情報保護条例の位置づけが変わることとなるため、個人情報保護法を施行するに当たり各地方公共団体において必要な事項を規定する条例を制定する必要が生じた。

2 規律の統一化

前述の背景に対応するため、全国的な共通ルールを法律で規定するとともに、国（総務省及び個人情報保護委員会）がガイドライン等（(3)で後述）を示し、個人情報保護委員会という独立性が高く専門的知見を持った機関が統一的に法の執行を担うことにより、地方公共団体の的確な運用を確保することとされた。

(1)これまでの個人情報保護法制

これまで国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者、地方公共団体における個人情報保護制度は、それぞれ異なる法や条例により規律されてきた。

国の行政機関	行政機関個人情報保護法
独立行政法人等	独立行政法人等個人情報保護法
民間事業者	個人情報保護法
地方公共団体	各団体の個人情報保護条例

(2) デジタル社会整備法改正後の個人情報保護制度

令和3年5月に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の一部として「個人情報の保護に関する法律」の改正が行われた（以下「改正法」という。）。これにより国の行政機関及、独立行政法人等及び民間事業者と共に、地方公共団体も改正法により一元的に規律されることとなった。同法は令和5年4月1日の施行が予定されている。

(3) 改正法に係る国作成規律資料の説明

① 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン **別添資料3**

当該資料は、個人情報保護法の各条項の逐条解説的な構成をなしているが、各機関の規律に際しての禁止事項等にも触れた内容となっている。

行政機関等（地方公共団体の機関を含む）における個人情報の適正な取り扱いを確保することを目的として、改正後の法の規律について職員が体系的に必要な最低限の内容を理解するために具体的な指針として定められるものである。

ガイドライン中「しなければならない」及び「してはならない」と記述される事項については、これらに従わなかった場合、法違反と判断される可能性があるとされた。

② 個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド **別添資料4** (抜粋)

当該資料は、ガイドラインと比べ、より実務的な解説がなされた資料となっているが、各機関の規律に際しての禁止事項等にも触れた内容となっている。

行政機関等の職員の事務処理の手順やその際に参考となる法令の条項等の考え方その他各行政機関等において開示等請求に係る審査基準を定める際の参考となる事項を整理したものである。標準様式や安全管理に係る指針、地方自治体向け条例イメージ等が含まれる。

事務対応ガイド中で「しなければならない」、「してはならない」及び「許容されない」と記述される事項については、これらに従わなかった場合、法違反と判断される可能性があるとされた。

③ 個人情報の保護に関する法律についての Q&A **別添資料5**

当該資料は、各機関から寄せられた質問への回答集となっているが、各機関の規律に際しての禁止事項等にも触れた内容となっている。

ガイドラインや事務対応ガイドを補足し、具体的事例への当てはめを示すことを目的としたものである。

本資料に関しては、従わなかった場合についての法違反性については述べられ

ていないが、本文中に「許容されない」等の記述は見られる。

3 本市における必要な対応

(1) 個人情報保護条例の廃止と法施行条例の制定

法施行後は、本市における個人情報も改正法に基づき取扱うこととなる。本市において必要な事項を規定する条例を制定する必要があるが、現行の条例と位置づけが異なるため、「横須賀市個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）は廃止の上、「横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「法施行条例」という。）を制定するという対応となる。法施行条例の制定は、次の流れを想定している（※規則等の制定は除く）。

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| ①令和4年4月 | 国(委員会)からガイドライン等正式公表(4月28日済) |
| ②同年5月～6月 | 方向性の検討、条例案文の作成及び法規審査 |
| ③同年6月20日 | 個人情報保護運営審議会に諮問 |
| ④同年7月 | 審議後案法規審査(予定) |
| ⑤同年8月又は9月 | パブリック・コメント実施 |
| ⑥同年12月 | 条例議案議会提出 |
| ⑦3か月 | 周知期間 |
| ⑧令和5年4月1日 | 条例施行 |

(2) 条例改廃に伴う規則、要綱、要領等の整備

1. 個人情報保護条例に基づいた規則等（例：個人情報保護審査会規則）、引用している規則等（例：防犯カメラガイドライン）の整備
2. 「(仮称)個人情報保護法施行条例取扱規則」の制定と各種様式整備（現行の個人情報保護条例施行規則に代わるもの）
3. 横須賀市情報セキュリティポリシーの改正法との整合性担保
4. 現行個人情報保護ハンドブックの廃止と、新ハンドブック等の整備

(3) 全庁への周知、各種依頼

各課で所管する例規、業務への影響（口頭開示（簡易開示）の制度が無くなること等）への対応

4 制度改正による主な影響

- (1) 死者に関する情報が個人情報の定義から外れること
- (2) 条例における例外規定の扱い（目的外利用、オンライン結合等）が変わること
- (3) 個人情報ファイル簿の作成義務が生じること
- (4) 保有個人情報開示請求等における取扱いの変更（郵送手続き及び任意代理人による手続きが可能となる）
- (5) 開示決定等の法定期限が15日から30日とされること
- (6) 開示に係る手数料を定める必要があること
- (7) 個人情報保護運営審議会の役割が限られること（従来のように目的外利用やオンライン結合等を類型的に諮問することは許容されなくなり、基本的に個人情報保護委員会の解釈に従うことになる）
- (8) 個人情報保護委員会の権限が強化されること（指導監督、報告義務等）

5 本市法施行条例制定にあたっての方向性の検討

本市法施行条例制定に当たっては、法により条例に規定が認められない事項がある中、現行条例と比較して個人情報保護の水準が極力低下しないことを意識した上で、併せて現行条例における不具合を手当てすることも考慮し、**別添資料1**のとおり、特に本市法施行条例への規定の要否等につき検討が必要な事項に関し、方向性の案を提示する事務局資料を作成した。

なお、同案は、法令並びに前述のガイドライン、事務対応ガイド及びQ&Aを踏まえ作成したものである。